

## 令和元年度 「Uスマート推進協議会」 入会募集要項

### 1 Uスマート推進協議会の概要

#### (1) 目的

Uスマート推進協議会(以下、「協議会」という。)は、ICT等の先進技術を活用し、社会課題の解決や新たな事業の創出などに官民協働で取り組み、宇都宮市が将来にわたって持続的に発展することができるスマートシティを実現することを目的とする。

#### (2) 設立日

令和元年7月30日

#### (3) 組織

本協議会は、宇都宮市及び上記の目的に賛同し、主体的に活動を推進する事業者、大学等(以下、「団体等」という。)で組織する。

団体等	
宇都宮市	国立大学法人 宇都宮大学
宇都宮ライトレール株式会社	東京ガス株式会社
関東自動車株式会社	日本電気株式会社
KDDI株式会社	早稲田大学

(8団体 五十音順)

#### (4) 活動内容

- ア スマートシティの実現に向けた計画(以下、「推進計画」という。)の立案及び進行管理に関する事
- イ 計画に位置付けた先進技術の実装に向けた調査・研究及び実証実験の実施に関する事
- ウ 事業計画に関する事
- エ 予算及び決算に関する事
- オ その他、協議会の目的達成に関する事

#### (5) 入会金・会費

本協議会は、委員自らによる主体的な活動を前提としているため、当面、会費を徴収することは考えておりませんが、今後、協議会が進める様々な取組が活性化していく中で、運営費が必要となる場合には、総会で審議して対応を決定する可能性があります。

#### (6) 事務局

宇都宮市総合政策部政策審議室

## 2 公募について

### (1) 募集の概要

本市のスマートシティの実現（宇都宮市第6次総合計画「ICTで暮らしもまちも元気」プロジェクト）に資する新たな技術やシステムの開発・実証・研究を市内で実施または、活動に必要な支援を行うなど、協議会の取組の推進に参画する事業者・団体等（以下、団体等）を公募します。

今年度は、協議会の目標達成に向け、取組の強化が必要となるモビリティ関連について、団体等を公募します。

#### 《Uスマート推進協議会に参加する魅力》

- ・ 全線新設軌道によるLRT<sup>※1</sup>を要とした公共交通ネットワークの充実や広域的な交流と賑わいを創出するJR宇都宮駅東口整備等<sup>※2</sup>のビックプロジェクトが現在進められているほか、本年7月に内閣府に選定された「SDGs未来都市」の推進に係る地域新電力の設立などの取組も進められており、多様な分野で発展の可能性がある宇都宮市を実証のフィールドとして活用できます。  
（※1令和4年3月、※2令和4年8月開業予定）
- ・ 市民理解の促進をはじめとする、実証のフィールドの確保などに関しては、宇都宮市を中心に協議会の構成団体等が活動を支援します。
- ・ 今後、協議会内において、共有が可能となる、先進的な技術やビッグデータをはじめとする情報などを、新たな価値・サービスの創出に活用できます。

### (2) 募集するテーマ(活動内容)

#### スマート・モビリティ関連

- ・ 現在、宇都宮市が進めているLRTを軸とした公共交通ネットワーク構築による効果の最大化を図るため、ICTを活用し、多様な交通手段を柔軟に組み合わせ、子どもから高齢者、障がい者など、誰もが快適に移動できる環境の構築の具体化を進めることができる団体等及びその取組の提案を募集します。

※ 上記のテーマを主とした取組の提案にあたりましては、スマートシティモデル事業に掲げた各テーマ（下表参照）を連動させた横断的な提案、複数分野の最適化を目指す提案も可といたします。

#### 《Uスマート推進協議会》スマートシティモデル事業のテーマ

- ルネッサンス大谷                      ○ スマート・ホスピタリティ
- スマート・モビリティ                ○ スマート・エネルギー

⇒ Uスマート推進協議会の取組概要は、ホームページの「Uスマート推進協議会取組概要」をご参照ください。

### (3) 公募の条件等

#### ア 募集期間

令和元年9月20日(金曜日)から令和元年10月11日(金曜日)まで

#### イ 応募条件(協議会が団体等に求める役割)

協議会の目的に賛同し、それぞれの団体等の強みを活かした活動によって、課題解決に資する新たな技術やシステムの開発、実証、研究などの具体的な取組を主体的に行う団体等

※ 情報収集、営業目的のみでの参画はできません。

#### ウ 応募資格

法人格を有している団体等で以下の要件を満たしていること。

- ・ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ・ 宇都宮市入札参加停止等措置要領の措置基準に基づく入札参加停止期間又は入札参加保留中ではないこと。
- ・ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続き開始の申し立てがなされていない者または民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続き開始の申し立てがなされていない者であること。ただし、手続き開始の決定後、宇都宮市長が別に定める入札参加資格の再認定を受けた者を除く。

#### エ 応募方法

協議会に入会を希望する団体等(以下、「入会希望団体」という。)は、入会申込書兼提案書及び参考資料等を事務局に提出してください。

なお、必要に応じてヒアリング等を実施する場合があります。

#### オ 入会可否

書面により通知

審査結果の公表については、入会が可となった団体等のみを協議会名簿等により公表を行う。(令和元年10月下旬を予定)

#### カ 提出方法

入会申込書兼提案書の提出は、下記の間合せ先に事前電話連絡の上、電子メールにてデータ(Word版、PDF版の両方)で提出してください。(郵送等は不可とします。)

### (4) 質問及び回答

#### ア 質問の受付期間

令和元年9月20日(金曜日)から令和元年9月27日(金曜日)17時まで

#### イ 質問及び回答の方法

- (ア) 募集全般に関する問合せは、「質問票」(宇都宮市ホームページよりダウンロード)を利用の上、電子メールにて受け付けます。
- (イ) 電子メールの件名(題名)は、「Uスマート推進協議会入会に関する問合せ」として下さい。
- (ウ) 全ての問合せに関する回答は、公平を期するため、宇都宮市ホームページ上において、質問者の社名等を伏せた形で行います。
- (エ) 電子メール以外での問合せには、お答えできません。

(5) 応募書類の取扱い等

- ア 協議会は、応募書類を委員の入会に関わる審査以外に提出者に無断で使用、公表しません。
- イ 応募書類は、返却しません。
- ウ 応募書類の著作権は、提出者に帰属します。
- エ 申請内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権、その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている方法等を使用した結果生じた責任は提出者が負います。
- オ 協議会が提供する資料は、協議会に関する検討以外の目的で使用することはできません。

3 問合せ・提出先

Uスマート推進協議会 事務局

(宇都宮市 総合政策部 政策審議室)

住所： 栃木県宇都宮市旭1-1-5 宇都宮市役所5階

電話： 028-632-2118

FAX： 028-632-5422

e-mail：u2005@city.utsunomiya.tochigi.jp